

令和6年4月22日

浅川清流環境組合

管理者 大坪 冬彦

浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について

浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設において、2号焼却炉の排ガス中水銀濃度が、一時的に当組合の定める公害防止基準値（ $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）を超える事態が発生しました。

今回、短時間で正常な数値に復帰したため、当組合の定める停止の基準^{※1}には至らず、適切な操作により事態が現在収束いたしました。今後、再発防止に向けて、日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を再度要請してまいります。今回の経緯については下記のとおりです。

記

1. 発生経過及び対応

令和6年4月21日（日）15時20分頃 煙突入口水銀濃度上昇・水銀除去のため、活性炭の増量操作

16時00分	煙突入口水銀濃度	225 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）
17時00分	煙突入口水銀濃度	80 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）
18時00分	煙突入口水銀濃度	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）
19時00分	煙突入口水銀濃度	20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

2. 原因

可燃ごみ中への水銀混入。

3. 周辺の生活環境の被害の状況

今回の一時的な基準値超過においては、事態は収束傾向にあり、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

なお、法令の排出基準は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定したものであることから、排出基準を超える水銀等が排出されたとしても直ちに地域住民に健康被害を生じるものではありません。

4. 不適正ごみの搬入防止

不適正ごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を要請してまいります。

※1 運転停止・再開方針のことをいいます。

【抜粋】自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

リンク先 <https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7,1558,c,html/1558/20190508-171325.pdf>

問い合わせ先 浅川清流環境組合 事業課 電話 042-506-2923